

特許協力条約に基づく国際調査及び/又は審査結果をもとに、シンガポール知的財産庁へ申請するためのグローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムガイドライン(仮訳)

1. 背景

1.1 シンガポール知的財産庁は、2014年11月1日付けでグローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)ネットワークに加入し、GPPH 試行プログラムの参加庁となりました。GPPH 試行プログラムでは、特許協力条約に基づき国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)として機能するその他のGPPH参加庁(すなわち、国際機関)により確定されたPCT(PCT成果物)に基づく国際調査及び/又は審査結果をもとにシンガポール知的財産庁特許出願(IPOS 出願)の早期審査申請が行われます。GPPH 試行プログラムではこれらの各庁を先行庁(OEE)といいます。

1.2 ISA および IPEA として機能するこれらの GPPH 参加庁のリストを別紙 I に示します。

2. IPOS 特許出願の早期審査申請要件

2.1 早期審査を申請する IPOS 出願および GPPH 申請の基礎となる OEE 出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一であること。

2.2 OEE 出願は先行庁によって特許可能と判断された 1 以上の請求項を有すること。

2.3 IPOS出願におけるすべての請求項は、先行庁によって特許可能と判断された1もしくは複数の請求項に十分に対応しているか、補正して十分に対応させなければなりません。差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が先行庁出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が先行庁出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は十分に対応しているとみなされます。例えば、IPOS出願の請求項に明細書に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

2.4 IPOS出願に関して審査が開始されていないこと。

2.5 GPPH試行プログラムに基づきIPOS出願の早期審査を申請する場合のシナリオを別紙IIに図示します。このシナリオリストはすべてのケースを網羅しているわけではありません。

3. IPOS特許出願の早期審査申請に関する手続

3.1 正しく記入した特許書式11(調査審査報告申請)又は特許書式12(調査報告申請)を提出のこと。これらの用紙は<https://www.ip2.sg/RPS/WP/Default.aspx> (オンライン出願用電子版)および

<http://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FormsandFees/Patents.aspx> (書面による出願の場合のダウンロード版)から入手可能です。

3.2 特許書式11および特許書式12には以下の書類を添付してください。

- (a) 根拠となるOEE出願のすべてのオフィスアクションの写し
- (b) 上記(a)に関連する特許可能な請求項の写し
- (c) 上記(a)に関連する特許可能な請求項と現行の IPOS 出願の請求項との関係を表す請求項対応表。請求項対応表の書式を別紙 III に示します。

3.3 上記(a)、(b)及び(c)に記載された書類が添付されていない取得特許の写しは GPPH の資格がないのでご注意ください。

3.4 特許書式 11 又は特許書式 12 の「ASPEC/PPH」欄のチェックボックスを選択してください。

3.5 特許書式 11 又は特許書式 12 を提出した後に GPPH への申請を行う場合は、付属文書を添付した書面による申請書をシンガポール知的財産庁宛に送る必要があります。申請書をシンガポール知的財産庁宛てに提出した日にEメールを pph@ipos.gov.sg にも送ってください。Eメールの件名欄には「GPPH 早期審査申請」と表題を入れてください。

3.6 これ以降のシンガポール知的財産庁との通信文にはいずれも「GPPH 早期審査申請」と表題を入れる必要があります。

4. 引用文献

3.2(a)項に基づく提出書類で引用された文献の写しは GPPH 申請の提出時には必要ありません。ただし、シンガポール知的財産庁はその後に引用された文献の写しの提出を出願人に要求する場合があります。

5. 翻訳

5.1 3.2 項に記載された書類の原文が英語でない場合には、GPPH 申請時に英語の翻訳文を添付しなければなりません。

5.2 4 項の文献は原文のまま提出することができます。ただし、引用文献の英語の概要が入手できない場合に、シンガポール知的財産庁は文献全体もしくは文献の一部の英語の翻訳文をその後に要求する場合があります。

5.3 いずれの書類についてもシンガポール知的財産庁が英語の翻訳文を理解できない場合には、当該書類の英語の翻訳文を提出するよう出願人に要請することができます。

6. GPPH 試行プログラムに基づく IPOS 特許出願の審査

6.1 シンガポール知的財産庁は GPPH 申請を GPPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請として取り扱います。IPOS 出願は、シンガポール特許法(第 221 章)およびシンガポール特許規則に従って審査されます。これらの法規は <http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/IPLegislation.aspx> で閲覧することができます。

6.2 出願人は、特に特許法(第 221 章)の第 30 条(特許の付与)および第 69 条(侵害の救済制限)を参考にして、シンガポールにおける特許事項に関して専門家の助言を求めてください。

7. 照会

グローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムに関しては pph@ipos.gov.sg 宛てに E メールでお問い合わせください。

シンガポール知的財産庁
2014 年 11 月 1 日

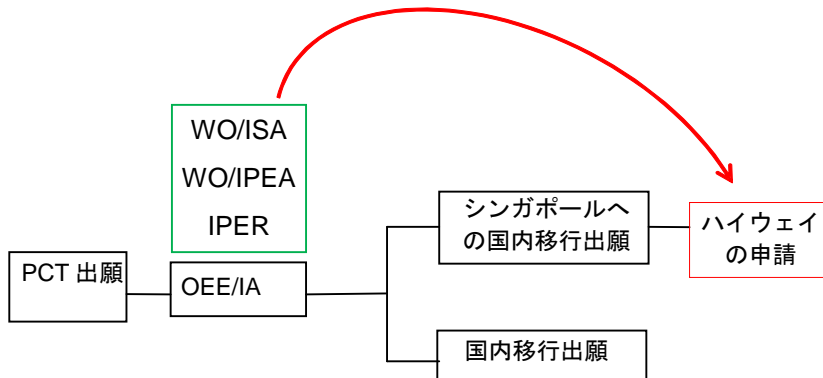
別紙 1

	グローバル特許審査ハイウェイ参加庁	国際調査機関及び国際予備審査機関
1	オーストラリア知的財産庁	○
2	オーストリア特許庁	○
3	カナダ知的財産庁	○
4	デンマーク特許商標庁	×
5	フィンランド特許登録庁	○
6	ハンガリー知的財産庁	×
7	アイスランド特許庁	×
8	イスラエル特許庁	○
9	日本国特許庁	○
10	韓国特許庁	○
11	北欧特許庁	○
12	ノルウェー産業財産庁	×
13	ポルトガル産業財産庁	×
14	ロシア連邦知的財産庁	○
15	シンガポール知的財産庁	○ ¹
16	スペイン特許商標庁	○
17	スウェーデン特許登録庁	○
18	英国知的財産庁	×
19	米国特許商標庁	○

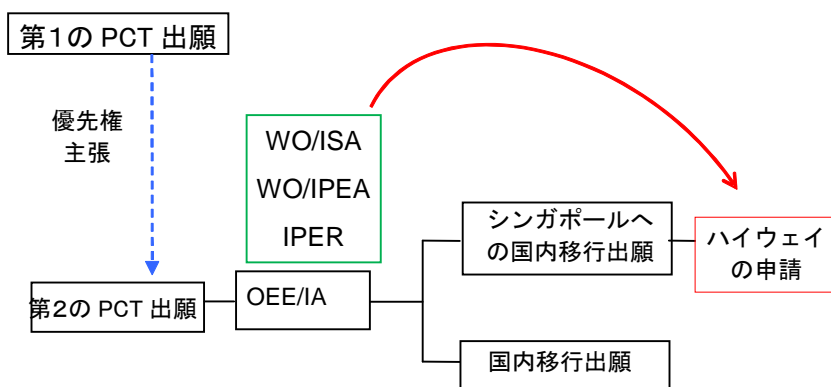
¹ シンガポール知的財産庁は近日中に国際調査機関および国際予備審査機関としての業務を開始します。

別紙 II

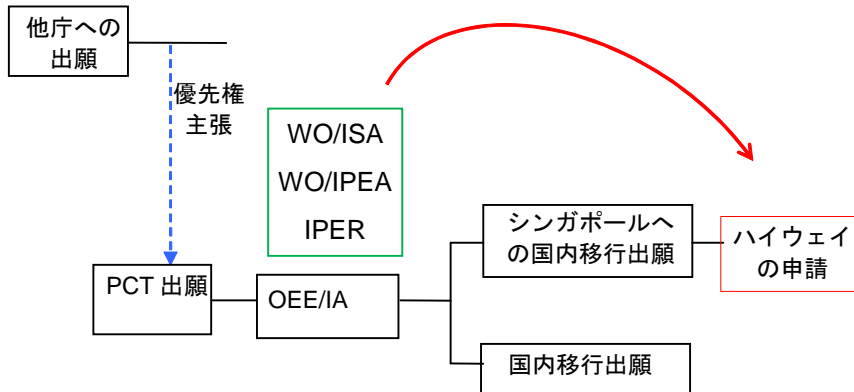
シナリオ(1):シンガポール出願(「シンガポールへの国内移行出願」)が PCT 出願の国内段階移行である。GPPH の申請の根拠となる先行庁は PCT 出願を審査した国際機関(IA)である。



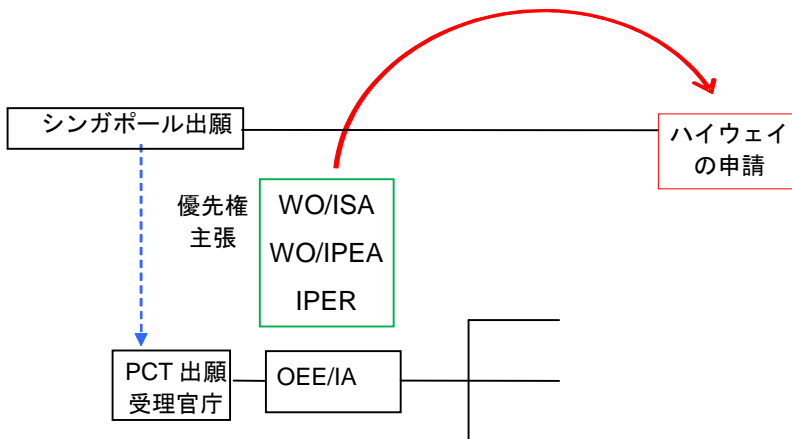
シナリオ(2): 2つの PCT 出願があり、第2の出願が最初の出願に基づき正当な優先権を主張している。シンガポール出願(「シンガポールへの国内移行出願」)は第2の PCT 出願の国内段階移行である。GPPH の申請の根拠となる先行庁は第2の PCT 出願を審査した国際機関(IA)である。



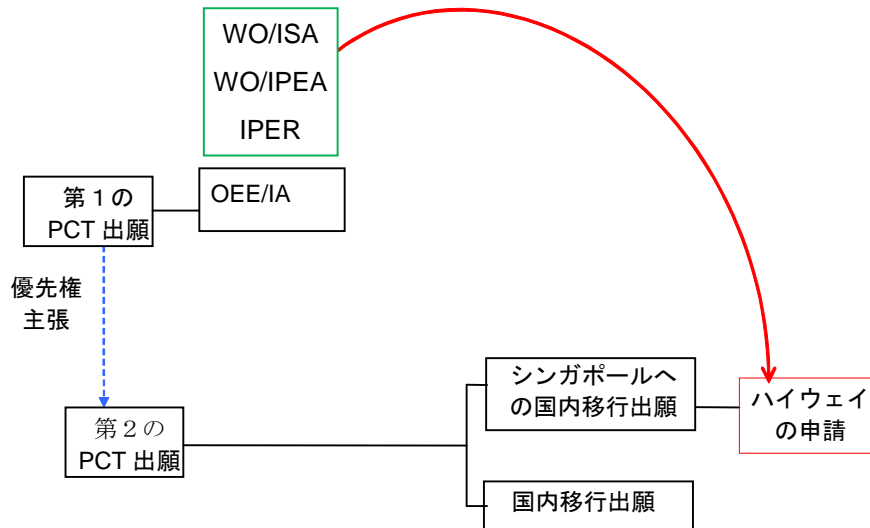
シナリオ(3) :シンガポール知的財産庁又は先行庁以外の庁に最初の出願が提出されている。最初の出願に基づき PCT 出願が正当な優先権を主張している。シンガポール出願(「シンガポールへの国内移行出願」)はPCT 出願の国内段階移行である。GPPHの申請の根拠となる先行庁は PCT 出願を審査した国際機関(IA)である。



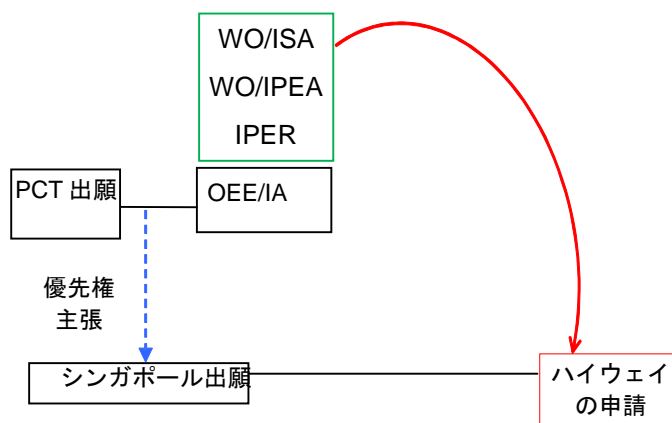
シナリオ(4) :PCT 出願が IPOS 出願に基づき正当な優先権を主張している。GPPHの申請の根拠となる先行庁は PCT 出願を審査した国際機関(IA)である。



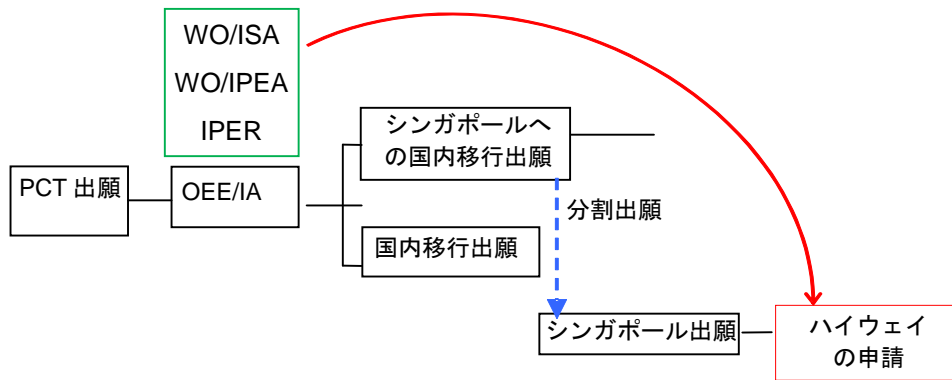
シナリオ(5) : 2つのPCT出願があり、第2の出願が最初の出願に基づき正当な優先権を主張している。シンガポール出願(「シンガポールへの国内移行出願」)は第2のPCT出願の国内段階移行である。GPPHの申請の根拠となる先行庁は最初のPCT出願を審査した国際機関(IA)である。



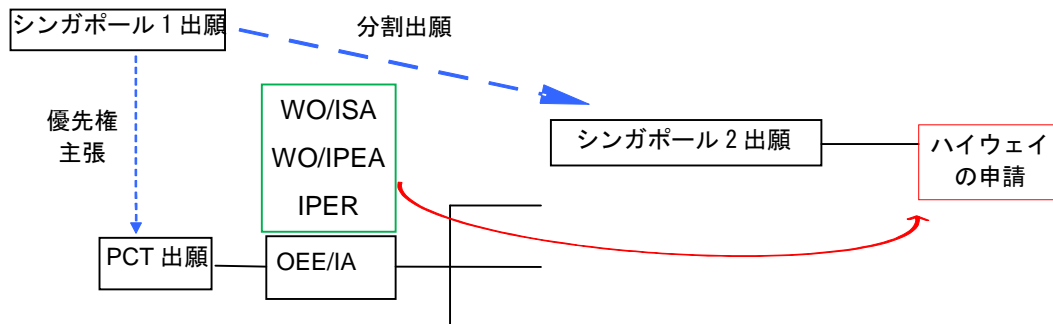
シナリオ(6) : シンガポール特許法(第221章)の第17条に基づき、シンガポール出願がPCT出願に基づく正当な優先権を主張している。GPPHの申請の根拠となる先行庁はPCT出願を審査した国際機関(IA)である。



シナリオ (7):シンガポール出願が PCT 出願の国内段階移行である別のシンガポール出願の分割出願である。GPPH の申請の根拠となる先行庁は PCT 出願を審査した国際機関 (IA) である。



シナリオ (8):シンガポール出願(「シンガポール 2 出願」)が別のシンガポール出願(「シンガポール 1 出願」)の分割出願である。PCT 出願がシンガポール 1 出願に基づき正当な優先権を主張している。GPPH の申請の根拠となる先行庁は PCT 出願を審査した国際機関 (IA) である。



注:PCT 成果物とは、すなわち国際調査機関の見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関の見解書 (WO/IPEA) 又は国際予備審査報告 (IPER) である。

別紙 III

請求項対応表（グローバル特許審査ハイウェイ）

先行庁（OEE）	
OEE 出願番号	

IPOS 出願の請求項 ²	OEE 出願の審査済み請求項 ³	対応に関する説明

用紙…/…

IPOS 出願のすべての請求項は OEE 出願の特許可能な請求項に十分に対応している。

² OEE 出願の特許可能な請求項に対応する IPOS 出願の請求項番号を記入してください。

³ 特許可能と判断された請求項の番号を記入してください。